

# 産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に 関する支援制度

平成 29 年 3 月

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会



# 産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する支援制度

産業廃棄物処理業において地球温暖化防止に効果的な対策として、発電施設の設置や化石燃料に代わる新エネルギーの利用促進、またそれぞれを効率的に組み合わせた事業等が有効であります。

これらの対策を効果的に実施するための主な支援制度を以下の通りまとめました。各企業においては有効にご活用頂ければと思います。

なお、適用対象者、適用範囲等の詳細については、各担当部署に確認を頂ければと思います。

## 目次

1. 一覧表	2
2. 助成制度	8
(1) 発電、燃料製造関係	8
① 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業	8
② 低炭素型廃棄物処理支援事業（廃棄物処理業低炭素化促進事業）	9
(2) 施設関係	10
① LED証明導入促進事業	10
② 業務用施設等における省CO <sub>2</sub> 促進事業	11
③ L2-Tech（先導的低炭素技術）導入拡大推進事業（導入拡大モデル事業）	12
④ 省CO <sub>2</sub> 型リサイクル高度化設備導入促進事業	13
⑤ 先進対策の効率的実施によるCO <sub>2</sub> 排出量大幅削減事業	14
⑥ エコリース促進事業	15
⑦ 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO <sub>2</sub> 削減支援事業	16
⑧ 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金	17
(3) 省エネ診断	18
① CO <sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断・対策実施支援事業	18
② 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金	19
(4) 車両関係	20
① 先進環境対応トラック・バス導入加速事業	20
② 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	21
③ クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金	22
④ 地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業	23
⑤ 省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業	24
(5) その他	25
① 再生可能エネルギーの導入促進のための設備導入支援事業費補助金	25
② 地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業	26
③ 地域バイオマス産業化推進事業（地域バイオマス産業化整備事業）	27

④ 産業廃棄物処理助成事業 .....	28
3. 融資制度 .....	29
① 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連） .....	29
② 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー・特定高性能エネルギー消費設備関連） .....	29
③ 環境・エネルギー対策資金（産業廃棄物処理・抑制・利用関連） .....	30
④ 環境・エネルギー対策資金（建設機械・特定特殊自動車関連） .....	30
⑤ 環境・エネルギー対策資金（コスト高対応省エネ関連） .....	31
⑥ 環境・エネルギー対策資金（低公害車関連） .....	31
4. 利子補給制度 .....	32
① 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助 .....	32
② 資源有効利用促進等資金利子補給金 .....	33
5. 税制制度 .....	34
① グリーン投資減税 .....	34
② エコカー減税・中古車特例、自動車税のグリーン化特例 .....	34

(2017年3月現在)

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する  
支援制度（制度の一覧表）

1. 一覧表

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助対象者・補助額等	頁番号
1	助成	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業	廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等）及び需要施設（余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）への補助を行う。	廃棄物焼却施設の付帯設備（熱導管、電力自営線等）を設置する事業、需要施設（余熱等を民間廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る）を設置する事業及びそれらの設計事業	地方公共団体、民間事業者（廃棄物処理業者） 対象経費の1/2 を上限に補助	8
2	助成	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課、廃棄物対策課、企画課 循環型社会推進室、リサイクル推進室	低炭素型廃棄物処理支援事業（廃棄物処理業低炭素化促進事業）	①事業計画策定支援 廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援 ②低炭素型設備等導入支援 a 廃棄物処理に伴う余熱を有効利用する施設の設置 b 廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等） c 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化	①事業計画策定支援 ・廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業 ②低炭素型設備等導入支援 a 廃棄物処理に伴う余熱を有効利用する施設の設置を行う事業 b 廃棄物由来燃料製造施設の設置を行う事業 c 廃棄物処理施設の省エネ化を行う事業 d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業	民間団体 ①対象経費の2/3 を上限に補助 ②対象経費の1/3 を上限に補助	9
3	助成 (新規)	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室、大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	LED証明導入促進事業	民間事業者がPCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、LED一体型器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援する。	PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業（取り付け工事費及びLED証明器具費用）	民間団体 補助割合：1/2	10
4	助成 (新規)	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	業務用施設における省CO2促進事業	①テナントビルの省CO2促進事業 環境負荷を低減する取組について、オーナーとテナントの協働を契約や覚書等（グリーンリース契約等）を締結することにより、省CO2を図る事業を支援する。 ②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 中小規模業務用ビル等に対しZEB（ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル）の実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援する。	①テナントビルの省CO2促進事業 ・業務ビルや工場等における環境省指定の先進的高効率機器の導入を行う事業 ②ZEB実現に向けた先進的な省エネルギー建築物実証事業 ・エネルギー削減効率50%以上となる、ZEB実現に寄与する空調、照明、給湯、BEMS装置等を導入する事業	補助対象者 ①テナントビルを所有する法人、地方公共団体等 ②建築を所有する法人、地方公共団体等  補助額 ①対象経費の導入費の1/2を上限に補助（上限5,000万円） ②対象経費の導入費の2/3を上限に補助	11
5	助成	環境省 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	L2-Tech（先進的低炭素技術）導入拡大モデル事業（補助）	エネルギー効率が極めて高くCO2削減に最大の効果をもたらす技術を「L2-Tech」と位置づけ、導入を促進している。L2-Techの導入拡大に向けた実証を行うため、L2-Techを積極的に導入しようとする事業所に対して、当該L2-Tech導入に要する経費の一部を支援する。	L2-Tech 設備機器を導入することで、大幅にCO2排出削減を達成する事業	地方公共団体、民間団体等 対象経費の1/2 を上限に補助	12
6	助成	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室	省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業	使用済製品等の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO2型リサイクル高度化設備の導入に対して、補助を行う。	使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO2型リサイクル高度化設備を導入する事業	民間団体等 対象経費の1/2 を上限に補助	13
7	助成	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室	先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業	先進的高効率機器の導入補助（補助） 業務ビルや工場等において、環境省が指定する先進的高効率機器を導入する事業者に対し初期投資費用の1/3を上限とした設備補助を行います。補助申請者は、導入した設備導入（先進対策）と運用改善による効果を合わせた削減目標量を申告する。	業務ビルや工場等における環境省指定の先進的高効率機器の導入を行う事業	対象経費の1/3 を上限に補助（上限2億円）	14

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助対象者・補助額等	頁番号
8	助成	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 循環型社会推進室	エコリース促進事業	低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の5%以下を指定リース事業者に助成（ただし東北3県に係るリース契約は10%）し、リース料の低減を行う。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は、中小企業や個人事業主等とする。	低炭素機器（高効率ボイラー、コージェネレーション、高効率工作機械、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等）	指定リース事業者 リース料の5%以下を補助。ただし、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料の10%を補助。	15
9	助成 (新規)	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 循環型社会推進室	我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業	モデル的にCO2を削減する循環産業国際展開事業（主に、ごみ発電、メタン発酵、燃料化）の実現可能性調査等について、廃棄物分野の二国間協力や自治体間協力との連携、温対法排出抑制等指針、CO2削減効果等を考慮して補助する。	モデル的にCO2を削減する循環産業国際展開事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるために実施する調査や実証等	民間団体 中小企業：対象経費の2/3を上限に補助 上記以外：対象経費の1/2を上限に補助	16
10	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	省エネルギー投資促進に向けた支援補助金	工場・事業場における、省エネ効果の高い設備の入れ替えを支援する。平成29年度は新たに「エネルギー原単位改善」に資する取組や、省エネ効果が高い設備単体の更新を支援するとともに、複数事業者間でのエネルギー使用量の削減の取組を重点的に支援する。	既設設備を省エネ効果の高い設備（高効率照明、高効率空調）へ入替することにより、省エネルギー効果が得られる事業	事業者等 補助：1/2又は1/3	17
11	助成	環境省 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	CO2削減ポテンシャル診断・対策実施支援事業	年間CO2排出量3,000t-CO2未満の事業所を対象に、CO2削減ポテンシャル診断・対策提案1を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施2を支援する。	CO2削減ポテンシャル診断を行う事業及びCO2削減対策を行う事業	地方公共団体、民間団体等 〔診断事業〕 定額 〔設備補助〕 対象経費の1/3を上限に補助（中小企業は対象経費の1/2を上限に補助）	18
12	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金	・診断事業 ・省エネ相談地域プラットフォーム事業 ・講師派遣事業 ・省エネ情報提供等事業	・診断事業：中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電診断事業等を無料で実施。 ・省エネ相談地域プラットフォーム事業：省エネ相談を実施。 ・講師派遣事業：省エネ及び節電の専門家を無料で派遣。 ・省エネ情報提供等事業：具体的な省エネ診断事例や省エネ技術を情報発信	中小企業等 無料	19
13	助成	環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	先進環境対応トラック・バス導入加速事業	燃費基準をさらに一定程度回る先端的な燃費の要件に適合した先進環境対応トラック・バス（燃料電池自動車、電気自動車、大型天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及初期段階における導入を支援するため、標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一部を補助する。	先進環境対応トラック・バス（営業用大型トラック、家用トラック・バス）を導入する事業	トラック・バス所有事業者 同等クラスの標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一定率（ハイブリッド車・天然ガス車：1/2を上限に補助、燃料電池車・電気自動車：2/3を上限に補助）	20
14	助成 (新規)	環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	走行距離が長く運搬効率の高い運送業者で、資力の乏しい中小業者を対象に、低炭素型ディーゼルトラックの導入を集中的に支援する。	低炭素型ディーゼルトラック（燃費水準が大・中型は2015年度燃費基準+5%以上、小型は同+10%以上を達成している車）を導入する事業	中小トラック運送業者 標準的燃費水準（燃費水準が2015年度燃費基準+0~5%）の車両との差額の1/3を補助。ただし、燃費の劣る旧型車両の廃車を伴う場合は1/2を補助。	21
15	助成	経済産業省 製造産業局自動車課	クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金	車種ごとの出口戦略を踏まえたスキームによる導入支援策を講じ、車両に対する負担軽減による初期需要の創出・量産効果による価格低減を促す。	・燃料電池自動車 ・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル自動車	未定	22

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助対象者・補助額等	頁番号
16	助成 (新規)	国土交通省 自動車交通局	地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業	次世代環境対応車の普及促進のため、対象車両ごとに分けて、補助上限を設定し、次世代環境対応車等の買い替え・購入を促進するため、資料の導入費用の一部を国が補助する。	【第Ⅰ段階】 ・燃料電池バス、燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、電気トラック、超小型モビリティ等 【第Ⅱ段階】 ・電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、LPGハイブリッドタクシー 【第Ⅲ段階】 ・ハイブリッドバス、CNGバス、ハイブリッドトラック、CNGトラック	第Ⅰ段階：車両・充電設備等価格の1/2～1/3 第Ⅱ段階：車両価格の1/4 第Ⅲ段階：通常車両との差額の1/2～1/3	23
17	助成	経済産業省 製造産業局 産業機械課	省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業	建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費の一部を補助する。	国土交通省策定の燃費基準値を超える燃費性能を有する建設機械であるとともに、排ガス四次規制（2011、2014年）に適合している車両	補助：9/10又は6/10	24
18	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー一部 新エネルギー対策課、 環境省 総合環境政策局 環境計画課	再生可能エネルギーの導入促進のための設備導入支援事業費補助金	民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等の発電システム、蓄電池の導入に対して補助を行う	太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電等（蓄電池含む） ※「固定価格買取制度」において設備認定を受けないもの	民間事業者による再生可能エネルギー利用設備 補助率1/3以内（太陽光発電）、1/2以内（太陽光発電以外） 民間事業者が地方自治体との連携・指定等を受けて行う再生可能エネルギー利用設備 補助率2/3以内	25
19	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー一部 新エネルギー対策課、農林水産省 バイオマス循環資源課、環境省 自然環境計画課	地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業	バイオマスエネルギー導入にあたって必要な、経済的に自立したエネルギー利用システムに関して、導入要件・技術指針と具体的な事業モデルを明確化する。この中で事業性の見込みのある事業に対し、導入要件・技術指針に合致したモデル実証と、改良が必要な技術の開発を行う。	事業性の見込みのある事業に対する導入要件・技術指針に合致したモデル実証と、改良が必要な技術の開発	民間企業等 補助率2/3	26
20	助成	農林水産省	地域バイオマス産業化推進事業（地域バイオマス産業化整備事業）	バイオマス産業都市の構築に必要な施設整備の取組を支援する。	(1)新規施設 バイオマス事業化戦略において技術レベルが実用化又は5年以内に実用化と評価されている技術を用いたバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるもの及びこれら施設の付帯施設の新設 (2)成果拡大施設 (1)の技術を用いたエネルギー変換効率の向上や製造コストの低減等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるものの増設・改造	バイオマス産業都市として選定された地域の産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等 補助金額については、総額438,500千円以内とし、この範囲で事業実施に必要な経費（FIT活用施設は1/3以内、それ以外の施設は1/2以内）を助成する。	27
21	助成	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団	産業廃棄物処理助成事業	産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、バイオ燃料認定研究開発事業、小型家電リサイクル認定研究開発事業に対して助成する。	産業廃棄物に関する次の1)～5)を対象事業とする。 1) 3Rに関する技術開発事業、又は環境負荷低減に関する技術開発事業（「技術開発」） 2) 高度技術を利用した3R、又は高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業（「高度技術施設」） 3) 上記1）、2）に関する起業化のための調査事業（「起業化調査」） 4) バイオ燃料認定研究開発事業 5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業	<年間助成額> 1) 技術開発 最高 500万円 2) 高度技術施設 最高 500万円 3) 起業化調査 最高 50万円 4) バイオ燃料認定研究開発事業 最高 500万円 5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業 最高 500万円 1年超の計画の事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となる。 <助成率> 対象となる事業のうち、1)、2)、4)及び5)については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、3)については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。	28



No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助対象者・補助額等	頁番号
16	助成 (新規)	国土交通省 自動車交通局	地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業	次世代環境対応車の普及促進のため、対象車両ごとに分けて、補助上限を設定し、次世代環境対応車等の買い替え・購入を促進するため、資料の導入費用の一部を国が補助する。	【第Ⅰ段階】 ・燃料電池バス、燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、電気トラック、超小型モビリティ等 【第Ⅱ段階】 ・電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、LPGハイブリッドタクシー 【第Ⅲ段階】 ・ハイブリッドバス、CNGバス、ハイブリッドトラック、CNGトラック	第Ⅰ段階：車両・充電設備等価格の1/2～1/3 第Ⅱ段階：車両価格の1/4 第Ⅲ段階：通常車両との差額の1/2～1/3	23
17	助成	経済産業省 製造産業局 産業機械課	省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業	建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費の一部を補助する。	国土交通省策定の燃費基準値を超える燃費性能を有する建設機械であるとともに、排ガス四次規制（2011、2014年）に適合している車両	補助：9/10又は6/10	24
18	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー一部 新エネルギー対策課、 環境省 総合環境政策局 環境計画課	再生可能エネルギーの導入促進のための設備導入支援事業費補助金	民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等の発電システム、蓄電池の導入に対して補助を行う	太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電等（蓄電池含む） ※「固定価格買取制度」において設備認定を受けないもの	民間事業者による再生可能エネルギー利用設備 補助率1/3以内（太陽光発電）、1/2以内（太陽光発電以外）  民間事業者が地方自治体との連携・指定等を受けて行う再生可能エネルギー利用設備 補助率2/3以内	25
19	助成	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー一部 新エネルギー対策課、 農林水産省 バイオマス循環資源課、 環境省 自然環境計画課	地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業	バイオマスエネルギー導入にあたって必要な、経済的に自立したエネルギー利用システムに関して、導入要件・技術指針と具体的な事業モデルを明確化する。この中で事業性の見込みのある事業に対し、導入要件・技術指針に合致したモデル実証と、改良が必要な技術の開発を行う。	事業性の見込みのある事業に対する導入要件・技術指針に合致したモデル実証と、改良が必要な技術の開発	民間企業等 補助率2/3	26
20	助成	農林水産省	地域バイオマス産業化推進事業 (地域バイオマス産業化整備事業)	バイオマス産業都市の構築に必要な施設整備の取組を支援する。	(1)新規施設 バイオマス産業化戦略において技術レベルが実用化又は5年以内に実用化と評価されている技術を用いたバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるもの及びこれら施設の付帯施設の新設 (2)成果拡大施設 (1)の技術を用いたエネルギー変換効率の向上や製造コストの低減等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるものの増設・改造	バイオマス産業都市として選定された地域の産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等  補助金額については、総額438,500千円以内とし、この範囲で事業実施に必要な経費（FIT活用施設は1/3以内、それ以外の施設は1/2以内）を助成する。	27
21	助成	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団	産業廃棄物処理助成事業	産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、バイオ燃料認定研究開発事業、小型家電リサイクル認定研究開発事業に対して助成する。	産業廃棄物に関する次の1)～5)を対象事業とする。 1) 3Rに関する技術開発事業、又は環境負荷低減に関する技術開発事業（「技術開発」） 2) 高度技術を利用した3R、又は高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業（「高度技術施設」） 3) 上記1)、2)に関する起業化のための調査事業（「起業化調査」） 4) バイオ燃料認定研究開発事業 5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業	<年間助成額> 1) 技術開発 最高 500万円 2) 高度技術施設 最高 500万円 3) 起業化調査 最高 50万円 4) バイオ燃料認定研究開発事業 最高 500万円 5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業 最高 500万円 1年超の計画の事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となる。 <助成率> 対象となる事業のうち、1)、2)、4)及び5)については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、3)については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。	28

No	項目	実施主体	制度名	内容	補助対象設備・事業	補助対象者・補助額等	頁番号
22	融資	日本政策金融公庫	環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）	非化石エネルギーを導入する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金の融資を行う。	(1)発電設備（太陽光、風力、地熱・水力及びバイオマスエネルギーに限る）、熱利用設備（太陽熱、温度差エネルギー、バイオマスエネルギー及び雪氷に限る）、燃料製造設備（バイオマスエネルギーに限る） (2)熱利用設備（地中熱に限る）	(1)の設備：4億円を限度として特別利率③(5年以内:0.31% など) (2)の設備：4億円を限度として特別利率①(5年以内:0.81% など)	29
23	融資		環境・エネルギー対策資金（省エネルギー・特定高性能エネルギー消費設備関連）	特定の省エネルギー・高性能エネルギー消費設備の導入等を行うために必要な設備資金の融資を行う。	(1)省エネルギー設備関連 工場・事業場等において、1%以上の省エネルギー効果が見込まれる省エネルギー施設等 (2)特定高性能エネルギー消費設備関連 特定の高性能工業炉、同ボイラー等の設置、または現在の設備を高性能工業炉、同ボイラーと同様の性能にするための付加設備の設置	2億7千万円まで：特省エネ利率B 2億7千万円超：基準利率(5年以内:1.21% など)	29
24	融資		環境・エネルギー対策資金（産業廃棄物処理・抑制・利用関連）	産業廃棄物処理施設の整備や廃棄物排出抑制または廃棄物由来の製品製造のために必要な設備の取得を行うために必要な設備資金の融資を行う。	産業廃棄物処理施設、産業廃棄物排出抑制施設、産業廃棄物由来の製品製造施設等	4億円まで：特別利率②(5年以内:0.56% など)、特別利率③(5年以内:0.31% など) 4億円超：基準利率(5年以内:1.21% など)	30
25	融資		環境・エネルギー対策資金（建設機械・特定特殊自動車関連）	国土交通省に認定された建設機械を取得するために必要な設備資金の融資を行う。	・国土交通省が策定した「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械 ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定された建設機械または「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械 ・「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示の付された特定特殊自動車	4億円まで：基準利率(5年以内:1.21% など)、特別利率②(5年以内:0.56% など)、特別利率③(5年以内:0.31% など) 4億円超：基準利率(5年以内:1.21% など)	30
26	融資（新規）		環境・エネルギー対策資金（コスト高対応省エネ関連）	最近における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している者が省エネルギーの推進を図るための設備を取得するのに必要な設備資金の融資を行う。	・同種の旧式設備に比べて年平均1%以上の省エネルギー効果が見込まれる最新式の設備であることについて、証明書発行団体から証明を受けた設備 ・法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備	基準利率(5年以内:1.21% など)-0.65%	31
27	融資		環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）	低公害車を取得するために必要な設備資金の融資を行う。	・天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車またはこれらの燃料供給設備（電気充電設備または天然ガス充電設備に限る） ・ポスト新長期規制適合車（ディーゼル車に限る）	4億円まで：特別利率②(5年以内:0.56% など) 4億円超：基準利率(5年以内:1.21% など)	31
28	利子補給		資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助	省エネルギー設備の導入や一部のトップランナー機器の設置を行う事業者に対し、民間金融機関等から受けた必要な資金の貸付の利子補給を行う。	省エネルギー設備の導入や一部のトップランナー機器の設置	利子補給金1.0%以内
29	利子補給	経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課	資源有効利用促進等資金利子補給金	事業者が、金融機関からの融資により、再生資源を利用する設備の設置・改善等を行う場合に、当該融資に係る金利負担を軽減するため、金融機関に利子補給金を交付する。	リサイクル、リデュース、リユースの促進に資する設備の設置又は改善	融資残高に対し年率0.4%	33
30	優遇税制	資源エネルギー庁	グリーン投資減税	青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（中小企業者等のみ）のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度。	・太陽光発電設備及び風力発電設備 ・新エネルギー利用設備等 ・二酸化炭素排出抑制設備等 ・エネルギー使用制御設備	以下の①②のいずれかを選択 ①普通償却に加えて、基準取得価額（計算基礎となる価額）の30%特別償却及び即時償却。 ②中小企業者等に限る、取得価額の7%相当額の税額控除。	34
31	優遇税制	国土交通省	エコカー減税、中古車特例、グリーン化特例	燃費性能等の各基準により、自動車税、自動車取得税、自動車重量税の軽減を行う。	排出ガス性能及び燃費性能の一定基準を満たす低燃費自動車、電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車	自動車税、自動車取得税、自動車重量税の軽減	34

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する  
支援制度（制度の概要）

## 2. 助成制度

### (1) 発電、燃料製造関係

#### ① 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

制度概要	<p>廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等）及び需要施設（余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）への補助を行う。</p>
対象事業・設備	<p>&lt;補助対象者&gt; 地方公共団体、民間事業者（廃棄物処理業者）</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; 廃棄物焼却施設の付帯設備（熱導管、電力自営線等）を設置する事業、需要施設（余熱等を民間廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る）を設置する事業及びそれらの設計事業</p>
対象条件等	—
補助額	対象経費の 1/2 を上限に補助
補助期間	—
問い合わせ先	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
URL	<p>環境省 平成29年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット）</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>

② 低炭素型廃棄物処理支援事業（廃棄物処理業低炭素化促進事業）

<p>制度概要</p>	<p>廃棄物処理業者及び自治体等による低炭素型の廃棄物処理事業（例：廃棄物処理に伴って発生した熱を農業や漁業等の地域産業に有効活用する事業等）について、事業計画策定やF Sから設備導入までを包括的に支援する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 民間団体</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt;</p> <p>①事業計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業</li> </ul> <p>②低炭素型設備等導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置を行う事業</li> <li>b 廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等）の設置を行う事業</li> <li>c 廃棄物処理施設の省エネ化を行う事業</li> <li>d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業</li> </ul>
<p>対象条件等</p>	<p>—</p>
<p>補助額</p>	<p>①対象経費の 2/3 を上限に補助 ②対象経費の 1/3 を上限に補助</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室</p>
<p>URL</p>	<p>環境省 平成29年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>

(2) 施設関係

① LED証明導入促進事業

制度概要	民間事業者がPCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、LED一体型器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援する。
対象事業・設備	<補助対象者> 民間団体  <補助対象事業・設備> PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業(取り付け工事費及びLED証明器具費用)
対象条件等	<ul style="list-style-type: none"><li>PCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限る</li></ul>
補助額	補助割合：1/2
補助期間	—
問い合わせ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室、大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
URL	環境省 平成29年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パンフレット) <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>

② 業務用施設等における省 CO<sub>2</sub> 促進事業

<p>制度概要</p>	<p>①テナントビルの省 CO<sub>2</sub> 促進事業 環境負荷を低減する取組について、オーナーとテナントの協働を契約や覚書等（グリーンリース契約等）を締結することにより、省 CO<sub>2</sub> を図る事業を支援する。</p> <p>②ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 中小規模業務用ビル等に対し ZEB（ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル）の実現に資する省エネ・省 CO<sub>2</sub> 性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; ①テナントビルを所有する法人、地方公共団体等 ②建築を所有する法人、地方公共団体等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; ①業務ビルや工場等における環境省指定の先進的高効率機器の導入を行う事業 ②エネルギー削減効率 50%以上となる、ZEB 実現に寄与する空調、照明、給湯、BEMS 装置等を導入する事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>—</p>
<p>補助額</p>	<p>①対象経費の導入費の 1/2 を上限に補助（上限 5,000 万円） ②対象経費の導入費の 2/3 を上限に補助</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課</p>
<p>URL</p>	<p>環境省 平成 29 年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>

③ L2-Tech（先導的低炭素技術）導入拡大推進事業（導入拡大モデル事業）

<p>制度概要</p>	<p>エネルギー効率が極めて高く CO2 削減に最大の効果をもたらす技術を「L2-Tech」と位置づけ、導入を促進している。L2-Tech の導入拡大に向けた実証を行うため、L2-Tech を積極的に導入しようとする事業所に対して、当該 L2-Tech 導入に要する経費の一部を支援する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 地方公共団体、民間団体等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; L2-Tech 設備機器を導入することで、大幅に CO<sub>2</sub> 排出削減を達成する事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>L2-Techに関する関連情報 <a href="http://www.env.go.jp/press/103432.html">http://www.env.go.jp/press/103432.html</a></p> <p>平成 28 年度版 L2-Tech リスト <a href="http://www.env.go.jp/press/files/jp/104501.pdf">http://www.env.go.jp/press/files/jp/104501.pdf</a></p>
<p>補助額</p>	<p>対象経費の 1/2 を上限に補助</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 地球環境局地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室</p>
<p>URL</p>	<p>環境省 平成 29 年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>



④ 省 CO<sub>2</sub> 型リサイクル高度化設備導入促進事業

<p>制度概要</p>	<p>使用済製品等の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省 CO<sub>2</sub> 型リサイクル高度化設備の導入に対して、補助を行う。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 民間団体等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; 使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省 CO<sub>2</sub> 型リサイクル高度化設備を導入する事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>&lt;省 CO<sub>2</sub> 型リサイクル高度化設備の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック（樹脂）の 3 種同時選別装置</li> <li>・ アルミ・銅の高度選別装置</li> </ul>
<p>補助額</p>	<p>導入経費について、1/2 を上限</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室</p>
<p>URL</p>	<p>環境省 平成 29 年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>

⑤ 先進対策の効率的実施による CO<sub>2</sub> 排出量大幅削減事業

<p>制度概要</p>	<p>業務ビルや工場等において、L2-Tech 認証製品等の導入と運用化善による CO<sub>2</sub> 排出量を削減する目標を掲げる事業者に対し初期投資費用の 1/2 を上限とした設備補助を行う。補助申請者は、導入した設備導入（先進対策）と運用改善による効果を合わせた削減目標量を申告し、L2-Tech 認証製品の考課検証や情報発信に協力する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 民間団体等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; 業務ビルや工場等における L2-Tech 認証製品等の先進的高効率機器の導入を行う事業</p>
<p>対象条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、設備導入と運用改善による CO<sub>2</sub> 削減目標を掲げ、高効率な設備等の導入に係る補助金を申請。</li> </ul>
<p>補助額</p>	<p>対象経費の 1/2 (L2-Tech 認証製品以外は 1/3) を上限に補助 (上限 1.5 億円)</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室</p>
<p>URL</p>	<p>環境省 平成 29 年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業 (パンフレット) <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>

⑥ エコリース促進事業

<p>制度概要</p>	<p>低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の2~5%以下を指定リース事業者に助成（ただし岩手県、宮城県若しくは福島県又は熊本県に係るリースは10%）し、リース料の低減を行う。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 環境大臣が一定の要件を満たすと認めた指定リース事業者</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; ・低炭素機器（高効率ボイラー、コージェネレーション、高効率工作機械、高効率空調設備、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等）</p>
<p>対象条件等</p>	<p>&lt;対象リース先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業主、中小企業</li> </ul> <p>※他に国による補助制度がある場合には、本制度とどちらかを選択すること。（国による機器購入に係る他の補助金との併用はできない）</p>
<p>補助額</p>	<p>リース料総額の2~5%以下を補助 ただし、震災の復興に資するため、岩手県、宮城県若しくは福島県又は熊本県に係るリース契約に限定してリース料の10%を補助。</p>
<p>補助期間</p>	<p>指定リース事業者との特約による。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 循環型社会推進室</p>
<p>URL</p>	<p>環境省 平成29年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>

⑦ 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO<sub>2</sub> 削減支援事業

<p>制度概要</p>	<p>モデル的に CO<sub>2</sub> を削減する循環産業国際展開事業（主に、ごみ発電、メタン発酵、燃料化）の実現可能性調査等について、廃棄物分野の二国間協力や自治体間協力との連携、温対法排出抑制等指針、CO<sub>2</sub> 削減効果等を考慮して補助する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 民間団体</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; ・モデル的に CO<sub>2</sub> を削減する循環産業国際展開事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるために実施する調査や実証等</p>
<p>対象条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環産業国際展開事業としては、主に、ごみ発電、メタン発酵、燃料化が本業務の対象となる</li> <li>・ 支援にあたっては、アジア諸国等で廃棄物政策・制度が整備される機会を捉え、二国間協力や自治体間協力等による廃棄物政策・整備支援と連携して、CO<sub>2</sub> 削減に率先して取り組む意欲的な我が国循環産業事業の国際展開を側面支援する</li> </ul>
<p>補助額</p>	<p>中小企業：対象経費の 2/3 を上限に補助 上記以外：対象経費の 1/2 を上限に補助</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 循環型社会推進室</p>
<p>URL</p>	<p>環境省 平成 29 年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>

⑧ 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

<p>制度概要</p>	<p>工場・事業場における、省エネ効果の高い設備の入れ替えを支援する。平成 29 年度は新たに「エネルギー原単位改善」に資する取組や、省エネ効果が高い設備単体の更新を支援するとともに、複数事業者間でのエネルギー使用量の削減の取組を重点的に支援する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 事業者等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; 既設設備を省エネ効果の高い設備（高効率照明、高効率空調）へ入替することにより、省エネルギー効果が得られる事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>—</p>
<p>補助額</p>	<p>補助：1/2 又は 1/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課</p>
<p>URL</p>	<p>平成 29 年度経済産業省関連補正予算の PR 資料 <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_enecho_e_17.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_enecho_e_17.pdf</a></p>

(3) 省エネ診断

① CO<sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断・対策実施支援事業

制度概要	年間 CO <sub>2</sub> 排出量 3,000t-CO <sub>2</sub> 未満の事業所を対象に、CO <sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断・対策提案を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施を支援する。
対象事業・設備	<補助対象者> 地方公共団体、民間団体等  <補助対象事業・設備> CO <sub>2</sub> 削減ポテンシャル診断を行う事業及び CO <sub>2</sub> 削減対策を行う事業
対象条件等	年間 CO <sub>2</sub> 排出量 3,000t-CO <sub>2</sub> 未満の事業所
補助額	[診断事業] 定額 [設備補助] 対象経費の 1/3 を上限に補助（中小企業は対象経費の 1/2 を上限に補助）
補助期間	—
問い合わせ先	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室
URL	環境省 平成 29 年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>

② 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

<p>制度概要</p>	<p>診断事業、省エネ相談地域プラットフォーム事業、講師派遣事業、省エネ情報提供等事業を実施する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等</li> </ul> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断事業：省エネ・節電診断事業等を無料で実施。</li> <li>・ 省エネ相談地域プラットフォーム事業：省エネ相談を実施。</li> <li>・ 講師派遣事業：省エネ及び節電の専門家を無料で派遣。</li> <li>・ 省エネ情報提供等事業：具体的な省エネ診断事例や省エネ技術を情報発信</li> </ul>
<p>対象条件等</p>	<p>&lt;省エネ診断の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィスの空調の運用改善</li> <li>・ 工場の廃熱の有効利用 等</li> </ul>
<p>補助額</p>	<p>無料で実施</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課</p>
<p>URL</p>	<p>※平成29年度経済産業省予算関連事業のPR資料  <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_enecho_e_15.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_enecho_e_15.pdf</a></p>

(4) 車両関係

① 先進環境対応トラック・バス導入加速事業

<p>制度概要</p>	<p>燃費基準をさらに一定程度上回る先端的な燃費の要件に適合した先進環境対応トラック・バス（燃料電池自動車、電気自動車、大型天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及初期段階における導入を支援するため、標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一部を補助する。</p>																		
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; トラック・バス所有事業者</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; 先進環境対応トラック・バス（営業用大型トラック、自家用トラック・バス）を導入する事業</p>																		
<p>対象条件等</p>	<p>&lt;先進環境対応トラック・バスの種類&gt; ゼロエミッション車を含む、エコカー減税の最も厳しい要件と整合する種類・モデルとする。</p> <table border="1" data-bbox="539 1055 1401 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象とする車両の環境性能*</th> <th colspan="2">28年度時点で想定されるもの</th> </tr> <tr> <th>トラック</th> <th>バス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型</td> <td>最新の燃費基準+10%程度以上</td> <td>高速走行CNG</td> <td>FCV、EV、HV、CNG</td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td>同10%程度以上</td> <td>HV</td> <td>PHV、EV</td> </tr> <tr> <td>小型</td> <td>同15%程度以上</td> <td>HV、EV</td> <td>EV</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃費基準が定義されないものについては、単位走行量あたりCO2排出量により判断。</p>		対象とする車両の環境性能*	28年度時点で想定されるもの		トラック	バス	大型	最新の燃費基準+10%程度以上	高速走行CNG	FCV、EV、HV、CNG	中型	同10%程度以上	HV	PHV、EV	小型	同15%程度以上	HV、EV	EV
	対象とする車両の環境性能*			28年度時点で想定されるもの															
		トラック	バス																
大型	最新の燃費基準+10%程度以上	高速走行CNG	FCV、EV、HV、CNG																
中型	同10%程度以上	HV	PHV、EV																
小型	同15%程度以上	HV、EV	EV																
<p>補助額</p>	<p>同等クラスの標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一定率（ハイブリッド車・天然ガス車：1/2 を上限に補助、燃料電池車・電気自動車：2/3 を上限に補助）</p>																		
<p>補助期間</p>	<p>—</p>																		
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課</p>																		
<p>URL</p>	<p>環境省 平成29年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット） <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a></p>																		



② 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

<p>制度概要</p>	<p>走行距離が長く運搬効率の高い運送業者で、資力の乏しい中小業者を対象に、低炭素型ディーゼルトラックの導入を集中的に支援する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt;          中小トラック運送業者</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt;          低炭素型ディーゼルトラック（燃費水準が大・中型は 2015 年度燃費基準+5%以上、小型は同+10%以上を達成している車）を導入する事業。なお、エコドライブの実施を含む継続的取組体制の構築を図ることを要件とする。</p>
<p>対象条件等</p>	<p>&lt;要件&gt;          ・エコドライブの実施を含む継続的取組体制の構築を図ること</p>
<p>補助額</p>	<p>標準的燃費水準（燃費水準が 2015 年度燃費基準+0~5%）の車両との差額の 1/3 を補助。ただし、燃費の劣る旧型車両の廃車を伴う場合は 1/2 を補助。</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課</p>
<p>URL</p>	<p>平成 29 年度経済産業省予算関連事業の PR 資料  <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pr/e/e_seizou_taka_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pr/e/e_seizou_taka_01.pdf</a></p>

③ クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金

<p>制度概要</p>	<p>車種ごとの出口戦略を踏まえたスキームによる導入支援策を講じ、車両に対する負担軽減による初期需要の創出・量産効果による価格低減を促す。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; (自家用車中心)</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池自動車 (FCV)</li> <li>・ 電気自動車 (EV)</li> <li>・ プラグインハイブリッド自動車 (PHV)</li> <li>・ クリーンディーゼル自動車 (CDV)</li> </ul>
<p>対象条件等</p>	<p>—</p>
<p>補助額</p>	<p>未定</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>経済産業省 製造産業局 自動車課</p>
<p>URL</p>	<p>平成29年度経済産業省予算関連事業のPR資料  <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_seizou_a_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_seizou_a_01.pdf</a></p>

④ 地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業

<p>制度概要</p>	<p>次世代環境対応車の普及促進のため、対象車両ごとに分けて、補助上限を設定し、次世代環境対応車等の買い替え・購入を促進するため、資料の導入費用の一部を国が補助する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象&gt;  <b>【第Ⅰ段階】</b>          ・燃料電池バス、燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、電気トラック、超小型モビリティ等  <b>【第Ⅱ段階】</b>          ・電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、LPG ハイブリッドタクシー  <b>【第Ⅲ段階】</b>          ・ハイブリッドバス、CNG バス、ハイブリッドトラック、CNG トラック</p>
<p>対象条件等</p>	<p>&lt;対象車両の分類&gt;  <b>【第Ⅰ段階】</b>          市場に導入された導入段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要  <b>【第Ⅱ段階】</b>          車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減  <b>【第Ⅲ段階】</b>          通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達（支援の最終段階）</p>
<p>補助額</p>	<p>第Ⅰ段階：車両・充電設備等価格の 1/2～1/3          第Ⅱ段階：車両価格の 1/4          第Ⅲ段階：通常車両との差額の 1/2～1/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>国土交通省 自動車交通局</p>
<p>URL</p>	<p>平成 29 年予算 国交省自動車局関係予算概要  <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001142735.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001142735.pdf</a></p>

⑤ 省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業

<p>制度概要</p>	<p>建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費の一部を補助する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 民間企業等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; 国土交通省策定の燃費基準値を超える燃費性能を有する建設機械であるとともに、排ガス四次規制（2011、2014年）に適合している車両</p>
<p>対象条件等</p>	<p>対象機種は、ハイブリッド等の機構を含め、上記の基準を達成している油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダーの3機種</p>
<p>補助額</p>	<p>補助：9/10 又は 6/10</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>経済産業省 製造産業局 産業機械課 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課</p>
<p>URL</p>	<p>平成29年度経済産業省予算のPR資料 <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_seizou_a_04.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/e_seizou_a_04.pdf</a></p>

(5) その他

① 再生可能エネルギーの導入促進のための設備導入支援事業費補助金

<p>制度概要</p>	<p>民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等の発電システム、蓄電池の導入に対して補助を行う。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 民間事業者</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造</li> <li>・ 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電等（蓄電池含む）（「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものを対象とする）</li> </ul>
<p>対象条件等</p>	<p>—</p>
<p>補助額</p>	<p>&lt;民間事業者による再生可能エネルギー利用設備&gt; 補助率 1/3 以内（太陽光発電）、1/2 以内（太陽光発電以外） &lt;民間事業者が地方自治体との連携・指定等を受けて行う再生可能エネルギー利用設備&gt; 補助率 2/3 以内</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課、環境省 総合環境政策局 環境計画課</p>
<p>URL</p>	<p>平成 29 年度経済産業省予算関連事業の PR 資料 <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/e/e_shoshin_taka_29.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/e/e_shoshin_taka_29.pdf</a></p>

② 地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業

<p>制度概要</p>	<p>バイオマスエネルギー導入にあたって必要な、経済的に自立したエネルギー利用システムに関して、導入要件・技術指針と具体的な事業モデルを明確化する。この中で事業性のある事業に対し、導入要件・技術指針に合致したモデル実証と、改良が必要な技術の開発を行う。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt; 民間企業等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt; 事業性のある事業に対しての導入要件・技術指針に合致したモデル実証と、改良が必要な技術の開発</p>
<p>対象条件等</p>	<p>①経済的に自立可能な要件及び要素技術を洗い直し、導入要件・技術指針としてまとめ直す（木質系、湿潤系、都市型等）。</p> <p>②実証事業に向けた事業性調査（FS）を行う。</p> <p>③事業性のある事業に対し、導入要件・技術指針に合致したモデル実証と、改良が必要な技術の開発を行う。</p> <p>④開発及び実証の成果を反映させた導入要件・技術指針と共に、事業モデルを公開し、更なる導入促進に貢献する。</p>
<p>補助額</p>	<p>補助率 2/3</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課、農林水産省 バイオマス循環資源課、環境省 自然環境計画課</p>
<p>URL</p>	<p>平成29年度経済産業省予算関連事業のPR資料 <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/e/e_shoshin_taka_41.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/e/e_shoshin_taka_41.pdf</a></p>

③ 地域バイオマス産業化推進事業（地域バイオマス産業化整備事業）

<p>制度概要</p>	<p>バイオマス産業都市の構築に必要な施設整備の取組を支援する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>&lt;補助対象者&gt;          バイオマス関係7府省によりバイオマス産業都市として選定された地域の産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等</p> <p>&lt;補助対象事業・設備&gt;          (1)新規施設          バイオマス事業化戦略において技術レベルが実用化又は5年以内に実用化と評価されている技術を用いたバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるもの及びこれら施設の付帯施設の新設</p> <p>(2)成果拡大施設          (1)の技術を用いたエネルギー変換効率の向上や製造コストの低減等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められるものの増設・改造</p>
<p>対象条件等</p>	<p>バイオマス関係7府省が共同でとりまとめた「バイオマス事業化戦略 平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定)」で推進するバイオマス産業都市の構築に必要な施設整備を支援。</p>
<p>補助額</p>	<p>補助金額については、総額438,500千円以内とし、この範囲で事業実施に必要な経費（FIT活用施設は1/3以内、それ以外の施設は1/2以内）を助成。</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>各地方の農政局</p>
<p>URL</p>	<p>平成29年度地域バイオマス産業化推進事業（地域バイオマス産業化整備事業）公募要領  <a href="http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/170210_3.html">http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/170210_3.html</a></p>

④ 産業廃棄物処理助成事業

<p>制度概要</p>	<p>産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、バイオ燃料認定研究開発事業、小型家電リサイクル認定研究開発事業に対して助成する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>産業廃棄物に関する次の1)～5)を対象事業。          1) 3Rに関する技術開発事業、又は環境負荷低減に関する技術開発事業（「技術開発」）          2) 高度技術を利用した3R、又は高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業（「高度技術施設」）          3) 上記1)、2)に関する起業化のための調査事業（「起業化調査」）          4) バイオ燃料認定研究開発事業          5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業</p>
<p>対象条件等</p>	<p>以下の条件等を満たしている者とする。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業を行う者は3)のみとする。</p> <p>1) 産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者。          2) 従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。          3) 過去5年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。</p>
<p>補助額</p>	<p>&lt;年間助成額&gt;          1) 技術開発 最高500万円          2) 高度技術施設 最高500万円          3) 起業化調査 最高50万円          4) バイオ燃料認定研究開発事業 最高500万円          5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業 最高500万円          1年超の計画の事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となる。          &lt;助成率&gt;          対象となる事業のうち、1)、2)、4)及び5)については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、3)については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。</p>
<p>補助期間</p>	<p>—</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 技術部</p>
<p>URL</p>	<p>(公財)産業廃棄物処理事業振興財団  <a href="http://www.sanpainet.or.jp/service/service02.html">http://www.sanpainet.or.jp/service/service02.html</a>          ※平成28年度産業廃棄物処理助成事業の対象事業  <a href="http://www.sanpainet.or.jp/service/service02_1.html">http://www.sanpainet.or.jp/service/service02_1.html</a></p>



### 3. 融資制度

#### ① 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）

制度概要	非化石エネルギーを導入する施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備資金の融資を行う。
対象事業・設備	(1)発電設備（太陽光、風力、地熱・水力及びバイオマスエネルギーに限る）、熱利用設備（太陽熱、温度差エネルギー、バイオマスエネルギー及び雪氷に限る）、燃料製造設備（バイオマスエネルギーに限る） (2)熱利用設備（地中熱に限る）
金利等	(1)の設備：4億円を限度として特別利率③(5年以内:0.31% など) (2)の設備：4億円を限度として特別利率①(5年以内:0.81% など)
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	<a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>

#### ② 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー・特定高性能エネルギー消費設備関連）

制度概要	特定の省エネルギー・高性能エネルギー消費設備の導入等を行うために必要な設備資金の融資を行う。
対象事業・設備	(1)省エネルギー設備関連 工場・事業場等において、1%以上の省エネルギー効果が見込まれる省エネルギー施設等 (2)特定高性能エネルギー消費設備関連 特定の高性能工業炉、同ボイラー等の設置、または現在の設備を高性能工業炉、同ボイラーと同様の性能にするための付加設備の設置
金利等	2億7千万円まで：特省エネ利率B 2億7千万円超：基準利率(5年以内:1.21% など)
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	<a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>

③ 環境・エネルギー対策資金（産業廃棄物処理・抑制・利用関連）

制度概要	廃棄物処理施設、廃棄物排出抑制施設、廃棄物由来の製品製造施設等の公害防止施設等を取得するために必要な設備資金の融資を行う。
対象事業・設備	産業廃棄物処理施設、産業廃棄物排出抑制施設、産業廃棄物由来の製品製造施設等
金利等	4億円まで：特別利率②(5年以内:0.56% など)、特別利率③(5年以内:0.31% など) 4億円超：基準利率(5年以内:1.21% など)
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	<a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>

④ 環境・エネルギー対策資金（建設機械・特定特殊自動車関連）

制度概要	国土交通省に認定された建設機械を取得するために必要な設備資金の融資を行う。
対象事業・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省が策定した「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械</li> <li>・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定された建設機械または「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械</li> <li>・「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示の付された特定特殊自動車</li> </ul>
金利等	4億円まで：基準利率(5年以内:1.21% など)、特別利率②(5年以内:0.56% など)、特別利率③(5年以内:0.31% など) 4億円超：基準利率(5年以内:1.21% など)
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	<a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>

⑤ 環境・エネルギー対策資金（コスト高対応省エネ関連）

制度概要	最近における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している者が省エネルギーの推進を図るための設備を取得するのに必要な設備資金の融資を行う。
対象事業・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種の旧式設備に比べて年平均1%以上の省エネルギー効果が見込まれる最新式の設備であることについて、証明書発行団体から証明を受けた設備</li> <li>・法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備</li> </ul>
金利等	基準利率(5年以内:1.21% など)－0.65%
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	<a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>

⑥ 環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）

制度概要	低公害車を取得するために必要な設備資金の融資を行う。
対象事業・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車またはこれらの燃料供給設備（電気充電設備または天然ガス充電設備に限る）、</li> <li>・ポスト新長期規制適合車（ディーゼル車に限る）</li> </ul>
金利等	4億円まで：特別利率②(5年以内:0.56% など) 4億円超：基準利率(5年以内:1.21% など)
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫
URL	<a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>

#### 4. 利子補給制度

##### ① 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助

制度概要	新設・既設事業所における省エネ設備の導入によりエネルギー消費原単位改善を行う事業を対象に、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行う。
対象事業・設備	省エネルギー設備の導入や一部のトップランナー機器の設置
補給額等	利子補給金 1.0%以内
問い合わせ先	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課
URL	平成29年度経済産業省予算関連事業のPR資料 <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/enecho_e_20.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2017/pr/energy/enecho_e_20.pdf</a>

② 資源有効利用促進等資金利子補給金

<p>制度概要</p>	<p>事業者が、金融機関からの融資により、再生資源を利用する設備の設置・改善等を行う場合に、当該融資に係る金利負担を軽減するため、金融機関に利子補給金を交付する。</p>
<p>対象事業・設備</p>	<p>リサイクル、リデュース、リユースの促進に資する設備の設置又は改善</p>
<p>補給額等</p>	<p>融資残高に対し年率 0.4%</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課</p>
<p>URL</p>	<p>平成 29 年度経済産業省予算関連事業の PR 資料  <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/i/i_sanqi_38.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/i/i_sanqi_38.pdf</a></p>

## 5. 税制制度

### ① グリーン投資減税

制度概要	青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（中小企業者等のみ）のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度。
対象事業・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び風力発電設備</li> <li>・新エネルギー利用設備等</li> <li>・二酸化炭素排出抑制設備等</li> <li>・エネルギー使用制御設備</li> </ul>
軽減内容	<p>以下の①②のいずれかを選択</p> <p>①普通償却に加えて、基準取得価額（計算基礎となる価額）の30%特別償却及び即時償却。</p> <p>②中小企業者等に限り、取得価額の7%相当額の税額控除。</p> <p>適用期間：平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内</p>
問い合わせ先	資源エネルギー庁
URL	グリーン投資減税 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/</a>

### ② エコカー減税・中古車特例、自動車税のグリーン化特例

制度概要	燃費性能等の各基準により、自動車税、自動車取得税、自動車重量税の軽減を行う。
対象事業・設備	排出ガス性能及び燃費性能の一定基準を満たす低燃費自動車 電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、ディーゼル自動車
軽減内容	自動車税、自動車取得税、自動車重量税の軽減
問い合わせ先	国土交通省
URL	自動車関係税制について（エコカー減税、グリーン化特例等） <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html</a> 平成28年度税制改正結果概要（車体課税関係） <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001125803.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001125803.pdf</a>

# 産業廃棄物処理業における地球温暖化対策推進に関する 支援制度

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

Tel.03-3224-0811（代） Fax.03-3224-0820  
〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第 2AB ビル 4F  
<http://www.zensanpairen.or.jp/>

※ 無断複写・転載を禁じます



産業廃棄物適正処理のマスコット  
「てき丸君」